

令和4年度 薩摩川内市社会福祉協議会事業計画

1. 運営方針

近年、少子・高齢化の急速な進行や人口減少、核家族化の影響から高齢者世帯の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大は、価値観や生活様式に大きな影響をもたらし、地域における担い手の減少や地縁的なつながりがこれまで以上に希薄化し、多くの地域活動やボランティア活動が休止に追い込まれ、社会福祉活動は自粛を余儀なくされた。

さらに、社会・経済活動が停止し、高齢者の孤立、減収や失業による生活困窮者の増加など、深刻で複合的な問題が発生している。

このような状況の下、社会福祉協議会では地域福祉を推進する中核的な団体として、薩摩川内市地域福祉計画に掲げる基本理念のもと、本年度は新たに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、地域の支え合いの体制づくりを推進していくための『生活支援体制整備事業』を地域の住民や各種団体など様々な人々が連携し協議体の創設に取り組むとともに、以下の運営方針を堅持し、福祉のまちづくりを推進していく。

- ◆ 地域福祉推進のため市や住民、福祉団体等と連携して課題の解決に取組む。
- ◆ 地域に開かれた組織として運営の透明性と中立性、公平性の確保を図る。
- ◆ 適正かつ公正な支出管理に努め、財務諸表の積極的開示等説明責任を果たす。
- ◆ 事業の実施に連携・協働の役割を果し、参加者、関係者との協働を徹底する。
- ◆ 職員は倫理の保持と法令の遵守に努め、なお一層の資質向上を図る。

2. 活動目標

- ◆ 高齢者や障がい者、子どもたちにやさしい福祉のまちづくりを推進する。
- ◆ 本会の活動について支部と連携し会員・地域住民の理解と協力を深める。
- ◆ ボランティアの活動範囲拡大と共に地域住民の積極的な参加を呼び掛ける。
- ◆ 地域福祉活動の原資であることを念頭に置いた共同募金運動を推進する。
- ◆ 地域の高齢者の生きがい活動や在宅生活のサポート等の支援に努める。
- ◆ 指定管理施設の効率的な運営と安定した経営を目指す。
- ◆ 地域福祉活動のコーディネート機能を高め地域住民の連携に寄与する。
- ◆ 成年後見・法人後見・日常生活自立支援事業等により地域の権利擁護を充実する。
- ◆ 通所介護保険事業等を自ら運営して地域の高齢者福祉を実践する。

3. 各種事業

昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、一部事業の実施が不可能な状況も想定されるが、対象者が高齢者や障がい者等の方で健康状態への配慮が必要であることを前提に、関係機関等とも充分協議して実施を検討するものである。

(1) 地域福祉推進事業

地域福祉活動の活性化を図り、高齢者・障がい者等が地域で安心して生活できる環境づくりを目標に、福祉活動の充実やボランティア活動の支援と育成等の各種事業を推進する。

① 地域福祉活動の推進（法人運営事業・生活支援体制整備事業）

- ◇ 会員の加入促進及び支部活動の活性化
- ◇ 地区社会福祉協議会活動に対する助成金等の支援と連携の強化
- ◇ 福祉のこころ醸成事業の推進
- ◇ 生活支援体制整備事業説明会の開催等、協議体設置に向けた活動の強化
- ◇ おたすけ隊など生活支援活動の推進

② ボランティア活動の活性化（ふれあいのまちづくり事業・高齢者福祉事業）

- ◇ 芽崎市ボランティアの会
支部長会議の開催や支部活動の推進、こぶしボランティア大会の開催、市や社協等が実施する各事業への協力を推進する。
- ◇ ボランティアの育成、啓発
ボランティア体験教室やボランティア講座の開催、活動への参加募集（街頭募金等）、中央公民館事業との連携等を推進する。
- ◇ 災害ボランティアの普及・育成
講座の開催や災害ボランティアセンター運営訓練への参加等を推進する。
- ◇ 住民の自主的なボランティア活動団体の支援
各ボランティア団体の定例会や情報交換会「生きがい広場」の開催支援及び、傾聴ボランティアや男性ボランティア、朗読ボランティア他の活動支援と会の育成を推進する。
- ◇ 介護支援ボランティア事業の推進
制度の周知や研修会の開催、介護事業所との連絡調整、活動者のコーディネート等を推進する。

③ 障がい者支援（在宅障害児（者）母子グループ療育・ふれあいのまちづくり事業）

- ◇ 障がい児（者）療育事業の開催（母子グループ）
ダンスや料理教室、創作活動、県内外研修等の実施と、事業の周知及び新規参加者の募集を図る。
- ◇ 障がい者交流運動会の開催
- ◇ ひとりだち料理教室の開催（年2回）
- ◇ 老人福祉センターにおける居場所づくり
- ◇ 障がい者に関する相談支援

④ 高齢者支援（高齢者福祉事業）

- ◇ 「老人福祉センターまつり」の開催
- ◇ 高齢者に関する相談支援
- ◇ 老壯大学の運営支援
- ◇ シニアクラブの支援・育成
- ◇ 緊急通報体制事業の連絡調整（ふれあいペンドント）
- ◇ 高齢者生活状況確認事業の推進（絵手紙の送付）
- ◇ 地域住民定期訪問事業の連絡調整（民生委員によるヤカルトの配布）
- ◇ 訪問理美容サービス事業の推進
- ◇ 在宅高齢者外出支援事業の推進（タクシー券の交付）
- ◇ 介護用品支給事業の推進（紙おむつ等）
- ◇ いきいき山梨ねんりんピック参加事業の支援

⑤ 広報活動（ふれあいのまちづくり事業）

- ◇ 社協だより＆ボランティアだよりの発行（年間4回）
- ◇ ホームページ等による情報発信、イベントチラシ等の作成配布
- ◇ 市広報の活用
- ◇ 報道関係者への周知

⑥ 日常生活自立支援事業

- ◇ 福祉サービスの利用や日常的金銭管理の支援と事業の広報活動
- ◇ 高齢者・障がい者の虐待や権利擁護に関する相談支援
- ◇ 成年後見・法人後見事業との連携
- ◇ 県社協との事業連携の強化

⑦ 生活福祉資金活用事業

- ◇ 生活福祉資金の貸付に関する相談と広報活動

- ⑧ 共同募金に関する事業（共同募金配分金事業）
 - ◇ 共同募金会 茅崎市支会の事務局運営
 - ◇ 赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金の活動
 - ◇ 共同募金の配分に関する事務手続き及び公民館施設整備等の補助金交付
 - ◇ 歳末助け合い物品の贈呈
 - ◇ 安心安全なまちづくり支援事業(防犯ブザーの贈呈)
 - ◇ みんなで地域を良くする事業(出産お祝い品の贈呈)
 - ◇ 火災見舞金の給付
 - ◇ 赤い羽根共同募金に関する広報活動（使途状況等）
- ⑨ 社会福祉団体の事務受託業務（法人運営事業・高齢者福祉事業）
 - ◇ 総会、研修会等に対する支援
 - ◇ 会計・経理に関する支援
 - ◇ 会員の登録、入会等に関する支援

対象は、茅崎市シニアクラブ連合会や茅崎市身体障害者福祉会、茅崎市遺族会、茅崎市ボランティアの会、茅崎市赤十字奉仕団（研修関係）。
- ⑩ 生活困窮者の支援（生活困窮者支援事業「支え愛」）
 - ◇ 生活困窮者に対する日用品及び食糧の支援
- ⑪ 権利擁護の推進（権利擁護事業）
 - ◇ 法人後見事業の推進
 - 業務態勢の充実と担当職員の資質向上を図る。
 - ◇ 成年後見事業制度の中核機関（委託事業）の協働推進（令和3年度開始）
 - 市との連携と担当職員の資質向上を図り、相談業務等の体制を確立する。

（2）指定管理施設の受託運営

茅崎市の施設である老人福祉センターと大草デイサービスセンターの指定管理を受託し、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供と適正な施設の管理運営に努める。

- ① 老人福祉センターの管理運営（老人福祉センター管理運営事業）
 - ◇ 温泉を含む施設の衛生管理、安全管理の徹底
 - ◇ 省エネによる経費の節減
 - ◇ 利用者の増加につながるサービスの実施
 - ・ボランティア等の出演による「わくわく広間」の定期的な開催

- ・甘酒の無料配付や冬至のゆず湯など季節に合わせたサービスの実施
 - ・利用回数券による割引サービスの実施
 - ・広報活動による新たな利用者の確保
 - ・陶芸、舞踊、カラオケ等、クラブ活動の支援と発表の場の提供
 - ・敬老の日の無料サービスの実施
 - ・地域の福祉活動への施設及び備品の貸出
 - ・計画的な施設の修繕及び備品等の整備
 - ・健康体操（百歳体操）の実施
- ◇ 福祉避難所としての運営訓練や体制整備
- ◇ 福祉バス「こぶし号」の管理運営
- 安全運転及び事故防止の徹底と定期的な車両点検及び整備の実施

② 大草デイサービスセンターの管理運営（通所介護事業）

- ◇ 「こぶし荘」の適正な管理運営（令和3年～令和7年度）
- ◇ 施設の衛生管理や感染予防、安全管理の徹底
- ◇ 個々のニーズに応じた対応
 - アンケートの実施により利用者・家族の要望等を把握して、心身機能の維持向上を図るレクリエーションや機能訓練を行う。
- ◇ 地域包括支援センター等との連携強化
- ◇ ボランティアの受け入れ
- ◇ 災害時要配慮者の福祉避難所としての受入れ
- ◇ 資格取得者、学生等の実習受け入れ
- ◇ 通年行事
 - ・月間行事：誕生日会（毎月）
 - ・週間行事：ビデオ鑑賞、カラオケ
 - ・季節行事：4月お花見、7月七夕、8月夏祭り、9月敬老会、10月運動会・紅葉見学、11月焼き芋会、12月クリスマス会。1月かるた大会、2月節分、3月ひな祭り

（3）介護保険事業等

社協が事業者となり、地域福祉の推進を目標に取組む自主事業であり、利用者のニーズを傾聴し、公正・適切なサービス提供を行うと共に、利用者のための環境整備や職員の資質向上を図る。なお、通所介護事業（デイサービス事業）については、前の（2）指定管理施設の受託運営、②大草デイサービスセンターの管理運営のとおりとする。

① 居宅介護支援事業（居宅介護支援事業）

介護サービス利用者が地域で可能な限り自立した生活を送り、介護者も安心して在宅介護を継続できるよう、ケアマネージャーが保健・医療・福祉と連携して、地域資源の活用を含めたサービス利用計画の作成を行う。

- ◇ 地域包括支援センターとの連携強化
- ◇ ケアマネージャー相互の情報交換、研修会等の参加
- ◇ 地域ケア会議等への積極的な参加

② 訪問介護事業

令和4年度 廃止予定

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護事業・訪問介護事業）

介護予防段階等の利用者が、自宅で自立した生活が送れるよう、機能訓練等の支援を行う。

- ◇ 通所型サービス
 - ・ 営業日：月・木曜日（国民の祝日、年末年始を除く）
 - ・ サービス提供時間：午前9時30分～11時30分
 - ・ 事業所名：大草デイサービスセンターこぶしクラブ
- ◇ 訪問型サービスは、令和4年度 廃止予定

④ 障がい福祉サービス事業（訪問介護事業）

令和4年度 廃止予定